

審 査 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の9第1項
処 分 の 概 要：練習射撃場の指定
原権者（委任先）：石川県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の9第1項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第47条第1号・第2号ハ（教習射撃場の管理者及び管理方法の基準）、第63条（練習射撃場の管理者及び管理方法の基準）、第50条（教習射撃場の指定の申請の手続）、第64条（練習射撃場の指定の申請の手続）
審 査 基 準： 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第47条第1号の「必要な知識」とは、練習射撃場の管理に必要な法令、当該射撃場の指定に係る種類の銃砲及びその実包並びにその射撃動作等に関する知識をいい、「経験」とは、射撃場の運營業務、射撃、射撃指導等の経験をいう。
標 準 処 理 期 間：30日
申 請 先：住所地を管轄する警察署の生活安全担当課
問 い 合 わ せ 先：警察本部生活安全企画課許可等事務指導係 (076-225-0110内線3044)
備 考：